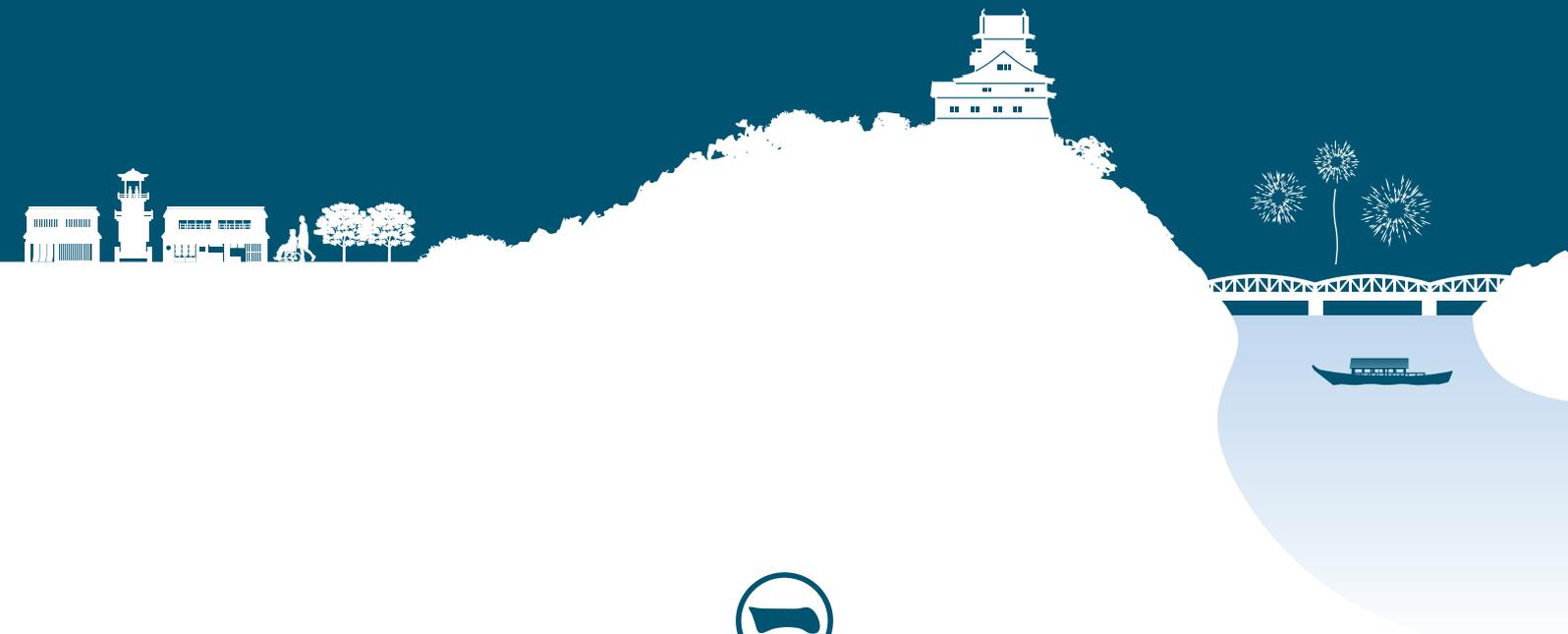


犬山市

都市計画マスタープラン

緑の基本計画

【概要版】



令和5年3月

犬山市



はじめに

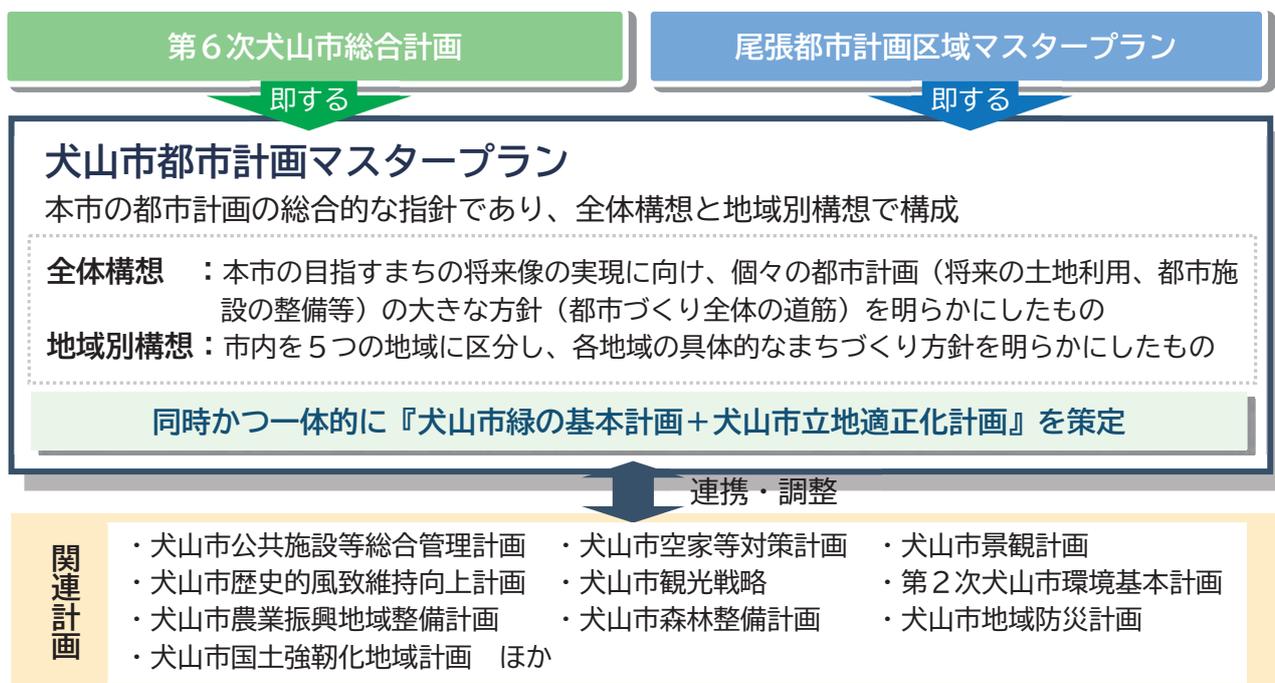
1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすものです。（都市計画運用指針）

都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえながら、10年後、20年後のまちづくりの将来像を見据え、それを実現するための考え方、方針を明確にすることを目的として、都市計画マスタープラン（本計画）を策定します。

2 計画の位置づけ

犬山市都市計画マスタープランの位置づけを以下に示します。



3 目標年次

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、めまぐるしく変わる社会環境に迅速に対応するため、策定から8年後となる令和12年度（2030年度）を目標年次とします。



都市づくりの基本理念と目標

本計画における都市づくりの基本理念と目標を以下のとおり定めます。

都市づくりの基本理念

**安心で快適な暮らしを支え
多様な『住まい方』『働き方』を実現する
人中心の都市づくり**

都市づくりの目標

人口 ・ 都市構造	<p>●<u>住みやすく、住み続けられる都市にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場所で豊かな暮らしが送れるとともに、地域の拠点において活力と賑わいが創出されるよう、公共交通のアクセス性や地域特性に応じた都市機能やコミュニティ機能などを誘導、集積し、市民と来訪者が交流する魅力あふれる持続可能な都市を目指します。
土地利用	<p>●<u>多様なライフスタイルを実現する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や既存ストックを活かしながら、まちなか居住のほか、自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など多様なライフスタイルに応じた居住選択ができる土地利用を目指します。 <p>●<u>地域の産業活力を創出する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活利便性の向上や賑わいの創出に資する商業施設をはじめ、働く場となる新たな産業立地を促進し、地域産業の活性化を目指します。
交通	<p>●<u>移動しやすいネットワークを構築する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通、徒歩、自転車など自家用車等に頼らない交通手段により便利に移動できるネットワークの構築を目指すとともに、地域間を繋ぐ幹線道路や歩行空間等の整備・検討を進め、移動しやすい道路空間の形成を目指します。
市街地 整備等	<p>●<u>快適で暮らしやすい市街地を形成する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落地等における良好な居住環境を維持・確保するとともに、豊かな暮らしを支える都市基盤整備をはじめ、狭あい道路の解消や空き家対策などに取り組み、安全で快適な市街地の形成を目指します。
都市環境	<p>●<u>自然と人との環境共生型の都市にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を保全するとともに、環境負荷の軽減に取り組み、ゼロカーボンシティの実現を目指します。 <p>●<u>地域の自然、歴史文化を継承する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域固有の自然、歴史文化を保全・継承するとともに、観光・レクリエーション資源として活用します。
都市防災	<p>●<u>“あんき”に暮らせる街にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災、減災対策により安心・安全に暮らせる災害に強い都市を目指します。

人口 フレーム	66,500人 令和22年(2040年)	土地利用 フレーム	住宅用地として拡大が必要と見込まれる規模	約40ha
			産業用地として拡大が必要と見込まれる規模	約40ha



将来都市構造

1 都市構造の基本的な考え方

■拠点連携・集約型都市の実現

まちの成り立ちや鉄道駅などの既存ストック、地域資源などに合わせた拠点を配置し、それら各拠点の地域特性を踏まえた生活利便施設などの都市機能や交流・コミュニティ機能の強化・充実（集約）を図り、拠点間が有機的にネットワークすることで、まちの活力向上と多様な交流による賑わいを創出し、豊かに暮らせる都市を形成します。

■定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化

持続可能な都市づくりの観点から、無秩序な市街地の拡大を抑制することを基本としながら、既存ストックや広域的な交通利便性、観光・地域資源を活かせる区域においては戦略的な土地利用を推進し、定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化を図ります。

■人と自然、歴史文化が調和した都市の形成

木曾川や東部の丘陵地にある豊かな自然環境や身近な自然とふれあえる環境を守り育てていくとともに、地域固有の歴史文化を保存、活用し、人の暮らしと自然、歴史文化が調和した犬山らしい特色ある地域づくりを図ります。

2 都市構造の要素

将来都市構造の基本的要素は、「拠点」「軸」「ゾーン」の3つで構成します。

■拠点

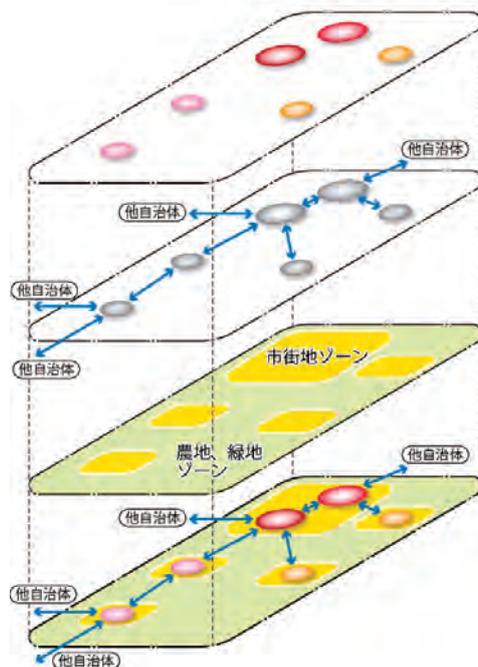
医療・福祉・商業・行政施設など市民の生活と交流を支える都市機能や産業の活性化につながる都市機能が集まる場所

■軸（ネットワーク）

各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るための主要な道路や公共交通路線

■ゾーン（エリア）

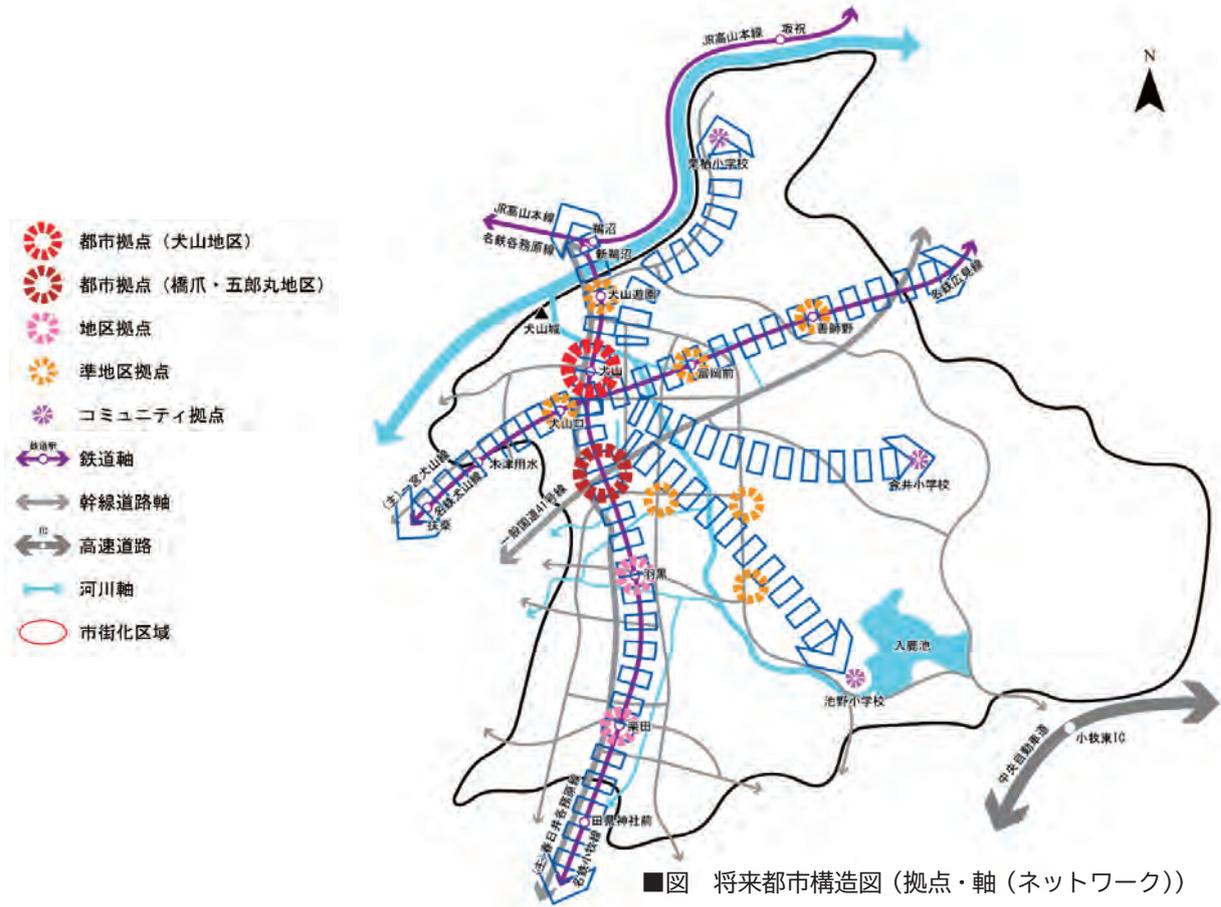
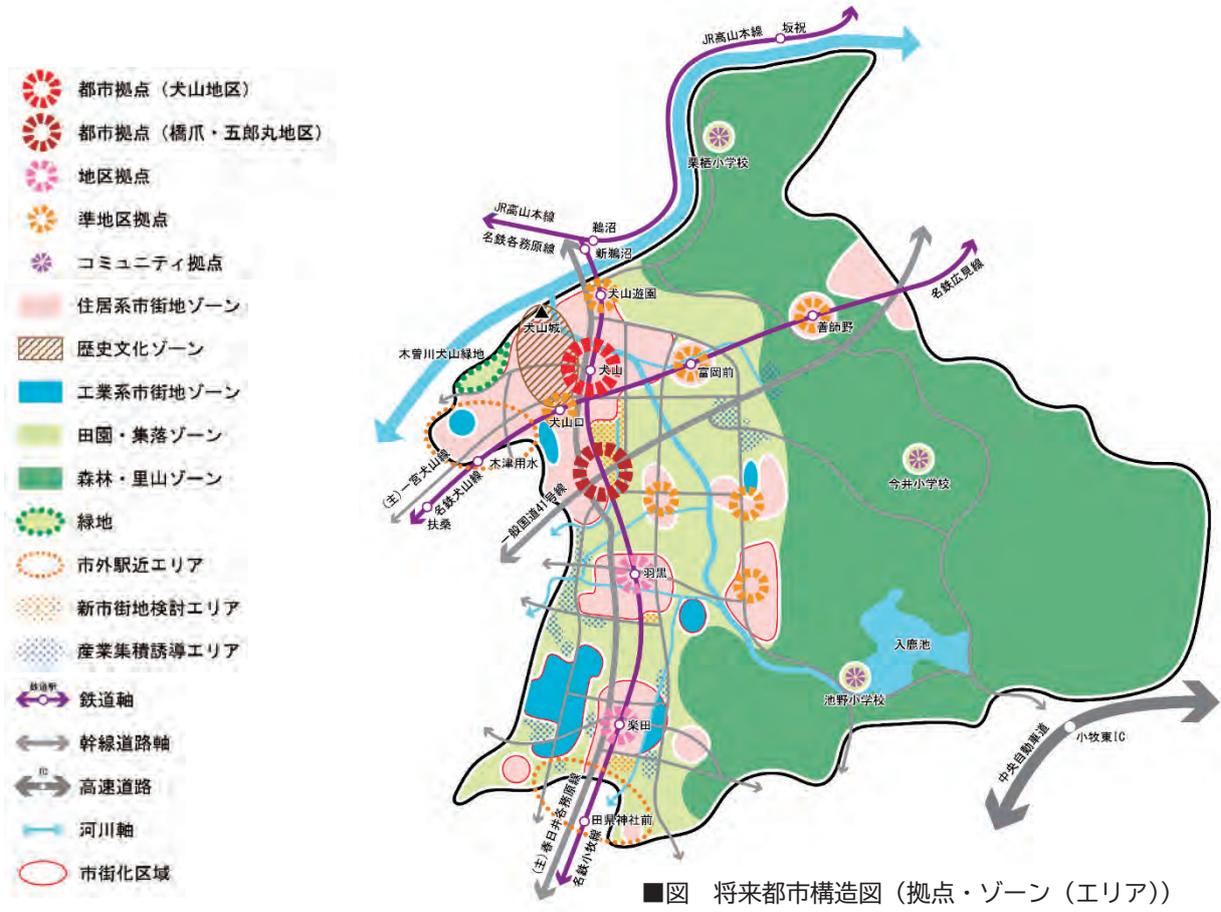
市街地や農地など同じ特性・役割を有する土地利用の方向性を示す面的な広がりのある区域



■図 将来都市構造の基本的要素イメージ

3 都市構造の形成方針

本市における拠点、軸（ネットワーク）、ゾーン（エリア）を以下のように定めます。

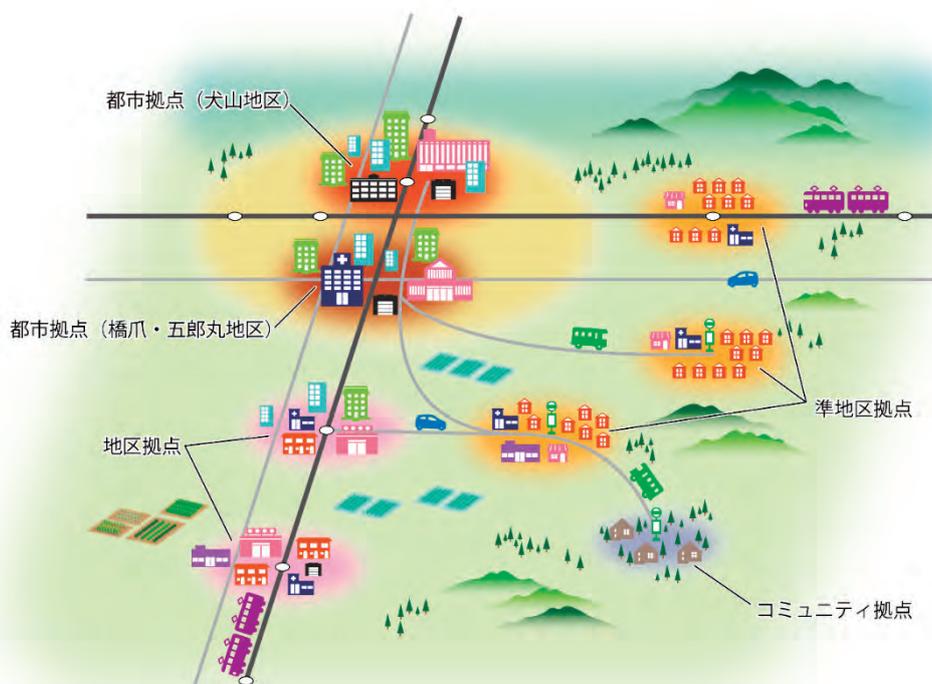




都市づくりの方針

土地利用

<p>都市拠点 (犬山地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山の中心市街地であり居住・生活の場、就業の場、賑わいの場となる拠点として、多様なサービスが提供される機能、市役所をはじめとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点を形成します。 ・犬山城下町地区においては、犬山駅からの歩行動線など市民や来訪者が安心して安全に歩ける空間の確保を目指すとともに、愛着・親しみ・誇りの持てる歴史的な町並み景観を形成し、歴史文化が調和した中心市街地の形成を図ります。
<p>都市拠点 (橋爪・五郎丸地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな都市拠点・交流エリア基本構想を踏まえ、既存の都市機能を結ぶ歩行者ネットワークのあり方や、バスなど公共交通の結節機能の強化・充実のあり方を検討します。 ・国道 41 号の南北に広がる市街化調整区域は、都市拠点としての魅力向上と交流促進に向けた道の駅など交流施設の設置や新たな鉄道駅、商業施設を含む新たな住居系市街地の整備など周辺農地との調和に留意しながら都市的な有効利用を目指します。
<p>地区拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅と楽田駅を中心とした地区は、居住機能の集約立地を進め、身近な商業機能や生活サービス施設など都市機能の需要確保、誘導を図りつつ、道路や公共交通ネットワークを強化し移動の利便性向上を図ります。
<p>準地区拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点と地区拠点以外の鉄道駅や路線バスの停留所など生活に密着した機能が維持される地域は、定住人口の維持と公共交通の利便性向上により、医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の立地を促します。
<p>コミュニティ拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平地部や中山間部にある集落の中心地区は、既存の集落コミュニティを基本として、定住人口の維持により、日常生活に必要な機能の立地など地域の利便性を確保しつつ、日常生活に必要な機能を満たすことができない場合は、コミュニティバスやデマンド型の輸送などにより市街地との生活交通の確保を図ります。

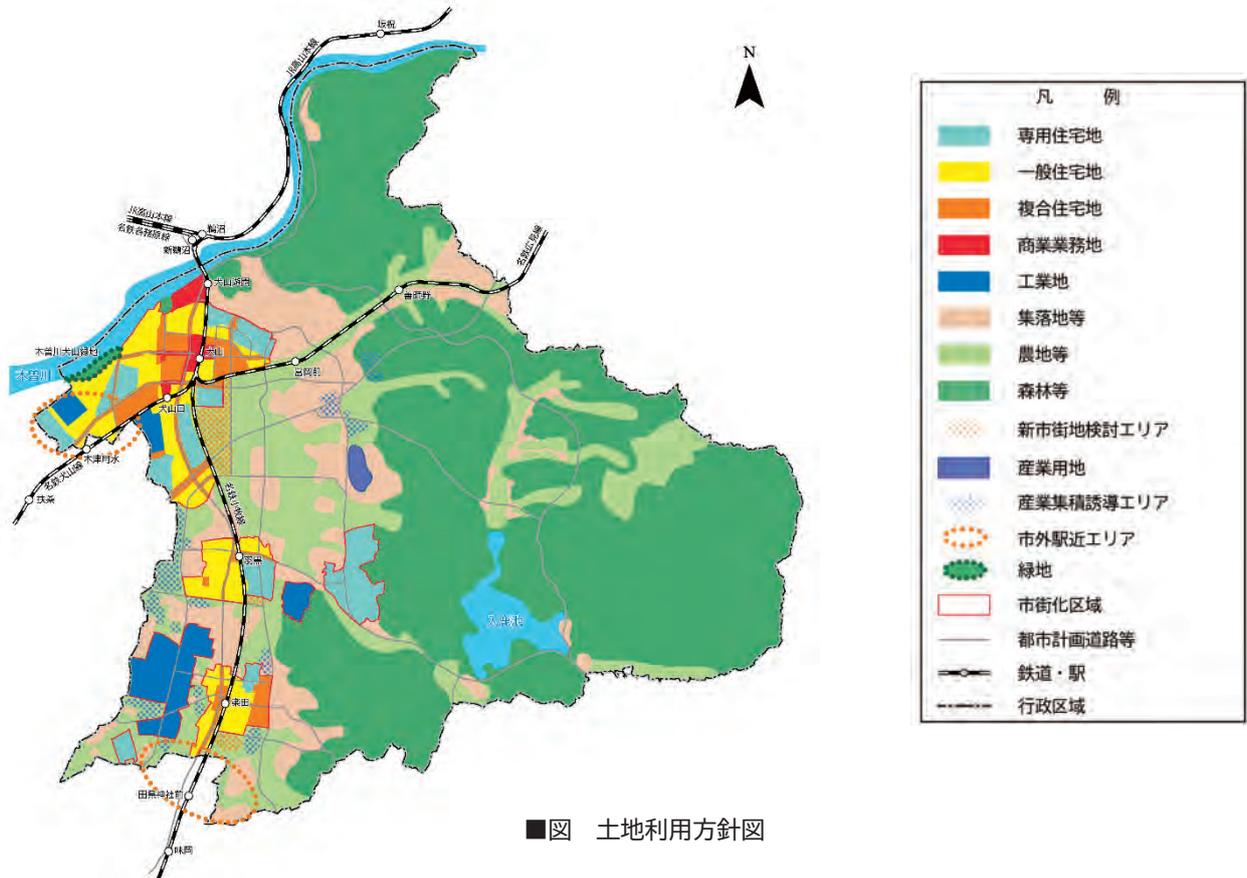


■図 拠点形成による集約型都市構造のイメージ

中心市街地、周辺市街地、市街地縁辺、平地部や中山間部の集落地等をはじめ、生産活動の場でもある農地等や地域資源である森林、自然公園の地域のほか、新たに検討（誘導）する市街地等を区分し、それぞれの土地利用方針を示します。

■表 土地利用区分ごとの土地利用イメージ

土地利用区分		土地利用イメージ
中心市街地	商業業務地	商業施設や業務施設（事務所等）、娯楽施設等が主体に立地する地域
	複合住宅地	住宅と商業・業務施設、工場等が複合して立地する地域
周辺市街地	複合住宅地	
	一般住宅地	住宅を主体としつつ、日常生活を支える商業施設等の立地を許容する地域
市街地縁辺部	一般住宅地	戸建ての住宅を主体としつつ、小規模な商業施設等の立地を許容する地域
	専用住宅地	
	工業地	工場や流通施設などの立地を主体とする地域
集落地等	市街化調整区域	平地部や中山間部において農地等や森林等と居住が共生している地域や郊外の住宅団地
農地等	市街化区域	生産緑地や農用地などまとまりのある農地が広がる区域
	市街化調整区域	
森林等	市街化調整区域	東部丘陵の里山や保安林、飛騨木曾川国定公園区域の森林などが広がる区域
新市街地検討エリア	市街化調整区域	地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指すエリア
産業集積誘導エリア	市街化調整区域	既存の産業集積地及び地域振興に寄与する工場、研究所等の施設が立地する新たな産業用地を形成するエリア
市外駅近エリア	市街化区域	市外にある鉄道駅が市域に近接（概ね徒歩圏内に位置）し、交通利便性等を楽しむエリア
	市街化調整区域	



■図 土地利用方針図



交通

日常生活において、自家用車に頼るのではなく公共交通が利用できるよう、既存の鉄道駅やバス路線などを活かした基幹的な公共交通の充実や需要の創出を図り、地域特性に応じた生活交通の確保と、居住誘導を図るエリアへの集約を促すための道路交通ネットワークの整備を進めます。

また、防災やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤、歩行空間の確保を進めるとともに、自転車利用を促進するための自転車ネットワークのあり方を検討します。

市街地整備等

都市機能を集積・維持する鉄道駅を中心とした拠点形成をはじめ、日常生活の中心施設を有する拠点や各拠点とのネットワークの形成を図るため、それら周辺に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の維持・確保を基本としつつ、新たな住宅地や産業用地の立地状況に配慮した計画的な都市基盤整備を図ります。

また、都市の空洞化を抑制するため、都市的低未利用地や空き家などの既存ストックの利活用について、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。

都市環境

将来にわたり快適で豊かな都市環境を継承するため、行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有しながら、協働して良好な都市及び自然環境を形成し、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。

また、豊かな森林や農地、河川などの水辺、史跡等の文化財や社寺などにみられるまとまりのある緑など自然資源の保全と活用を図るとともに、公園緑地など公共公益施設の維持・整備を適切に行い、これらの既存の資源に備わった防災や景観などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じたうるおいある都市環境の形成を進めます。

都市防災

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、各地域の災害特性を踏まえた、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。

また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と、土地利用の規制・誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。

地域別構想

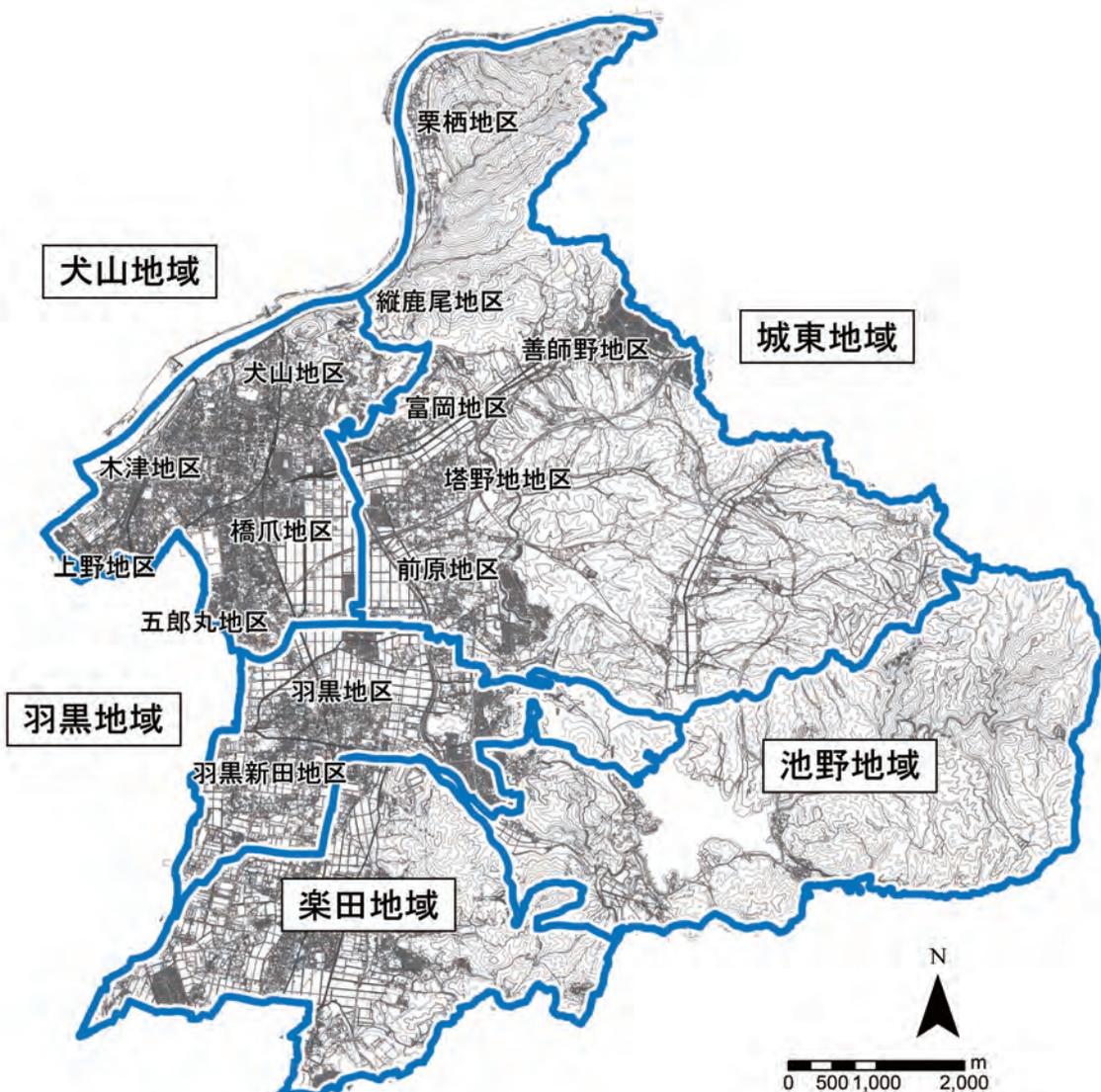
1 地域別構想の考え方

1) 地域別構想とは

地域別構想は、全体構想に示された都市づくりの方針等を受け、各地域の現状や課題に対応したまちづくり目標を設定し、それを実現するためのまちづくり方針を明らかにするものです。そこで、地域別構想の策定にあたっては、各地域の現況特性や全体構想における位置づけ、市民アンケート結果を踏まえつつ、令和3年度に開催された地区別タウンミーティングで出されたアイデア等を参考としながら、地域のまちづくり目標やまちづくり方針を設定します。

2) 地域区分

地域別構想における地域区分は、以下のとおり設定します。



■図 地域区分



犬山地域

【まちづくり目標】

都市の魅力を活かした歴史情緒と活気にあふれる、歩いて楽しいまち

【拠点形成・土地利用】

(犬山地区)

- 多様な都市機能の集積・連携による定住・まちなか居住を誘導
- 居住環境に配慮したまちの魅力を高める商業、観光交流施設等の立地の促進

(橋爪・五郎丸地区)

- 新たな鉄道駅の設置など交通結節機能の強化・充実のあり方の検討
- 新市街地検討エリアにおける農地との調整に留意した新たな住居系市街地の形成（市街化編入）や道の駅など交流施設の設置、消防本部庁舎の建て替えを目指した検討

(沿道サービス)

- 市街化調整区域の幹線道路沿道における営農環境との調和に配慮した沿道商業施設等の立地の許容（商業集積ラインの形成）

【交通】

- 犬山駅や城下町周辺の歩行空間の確保に向けた（都）犬山五郎丸線等の整備や歩行者安全対策の促進
- 内田地区の木曾川河川空間を活かした居心地が良く歩きたくなるウォークラブルな空間の形成
- 安心して安全に通行できる生活道路の確保と狭あい道路の解消

【市街地整備等】

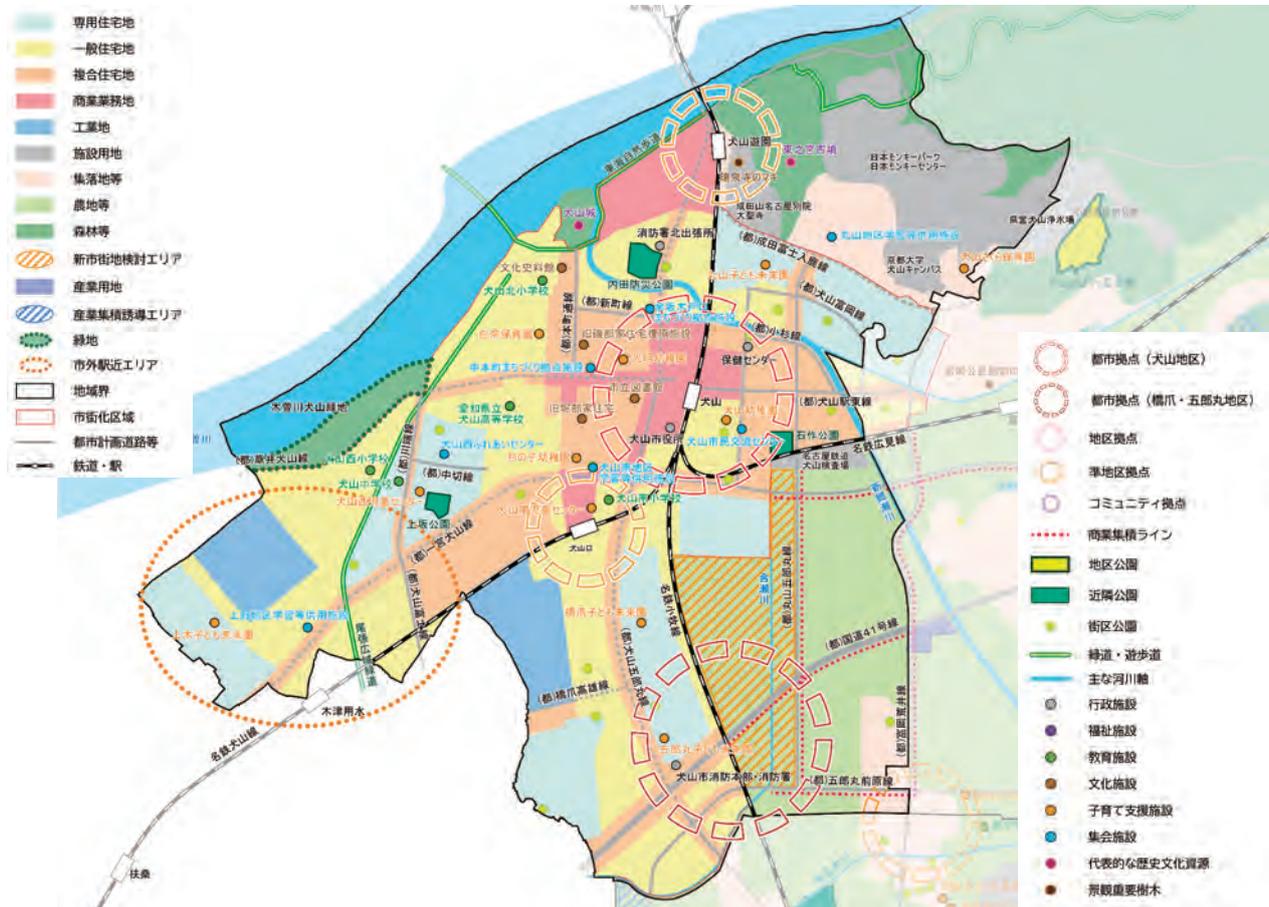
- 都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知
- 地区計画がある区域など良好な居住環境の形成と地区施設（道路等）整備の推進

【都市環境】

- 犬山城の眺望や城下町にふさわしい町並み景観の形成に向けた建築物の高さ規制などの検討
- 人々の営みや周辺環境が一体となった歴史的風致等の維持・向上

【都市防災】

- 災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進
- 地域の避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備



城東地域

【まちづくり目標】

豊かな自然環境を遊びや学びに活かし心豊かに暮らせるまち

【拠点形成・土地利用】

(準地区拠点)

- まとまった集落地等における医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の立地
- 既存ストックが整った集落地等における条例や地区計画等の活用による住宅の立地緩和（許容）の検討（コミュニティ拠点）
- コミュニティ維持に向けた犬山版優良田園住宅制度を活用した住宅の立地緩和（産業集積誘導エリア）
- 産業集積誘導エリアにおける周辺の居住環境や営農環境との調和に配慮した新たな産業用地の形成

【交通】

- （都）成田富士入鹿線整備の促進
- 鉄道駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持、充実に向けた利便性の確保
- 安心して安全に通行できる生活道路の確保と狭あい道路の解消

【市街地整備等】

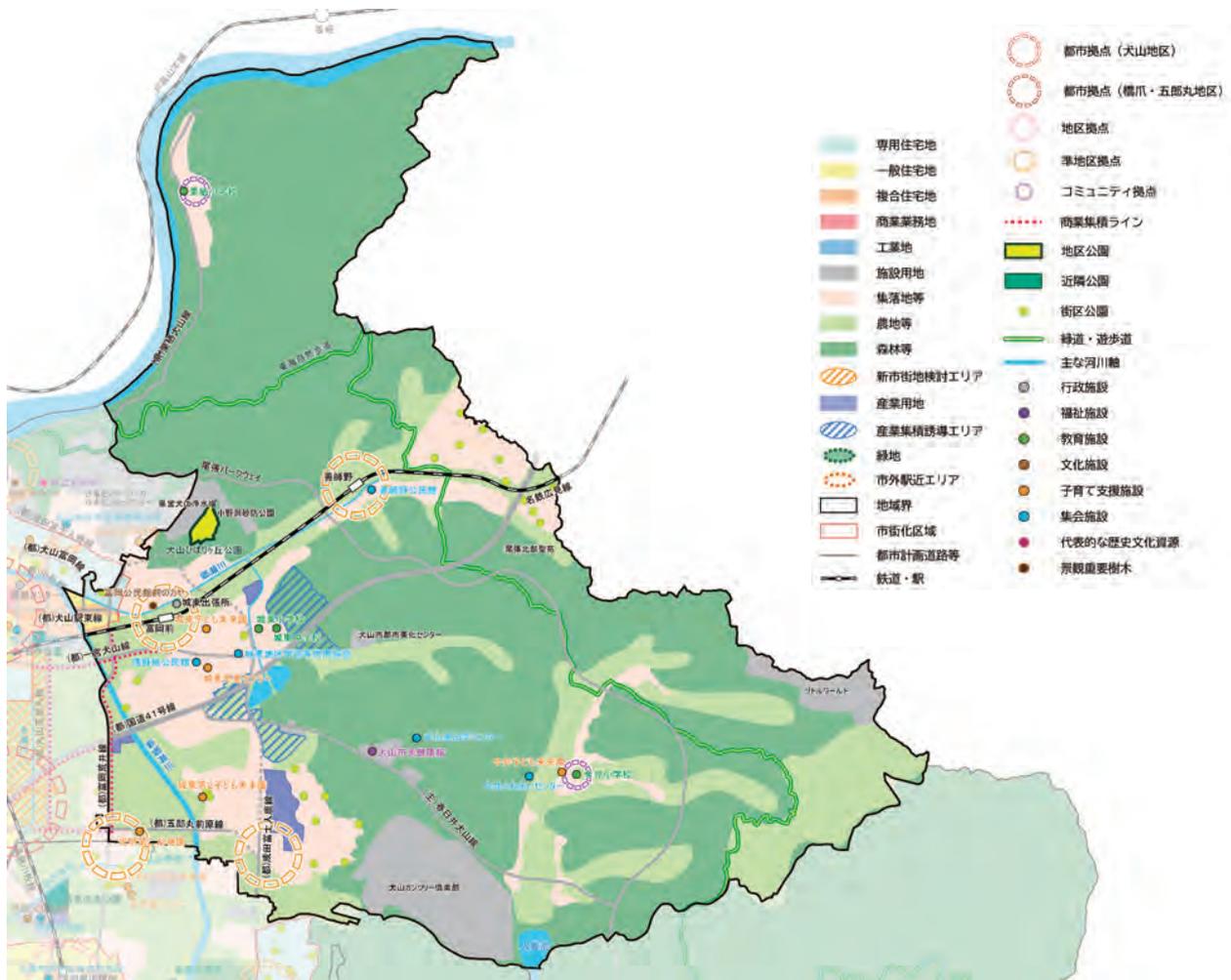
- 空き家の適正な管理と活用を促進する各種支援制度の運用、周知

【都市環境】

- 水辺空間、里山の自然歩道を活かした水と緑のネットワークの形成
- 観光、アウトドア、市民農園といった農とのふれあいなど地域の豊かな自然、交流資源の活用

【都市防災】

- 災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進
- 地域の避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備





羽黒地域

【まちづくり目標】

まちなかの緑と水辺に親しみ健康的で安らぎとおいしいのあるまち

【拠点形成・土地利用】

(地区拠点)

- 居住機能の集約立地と医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の誘導
(産業集積誘導エリア)
- 産業集積誘導エリアにおける周辺の居住環境や営農環境との調和に配慮した新たな産業用地の形成

【交通】

- 羽黒駅前広場の利便性向上と拠点間のコミュニティバスや路線バスの維持・確保
- (都) 犬山富士線と(都) 蝉屋長塚線整備の促進(推進)
- 安心して安全に通行できる生活道路の確保と狭あい道路の解消

【市街地整備等】

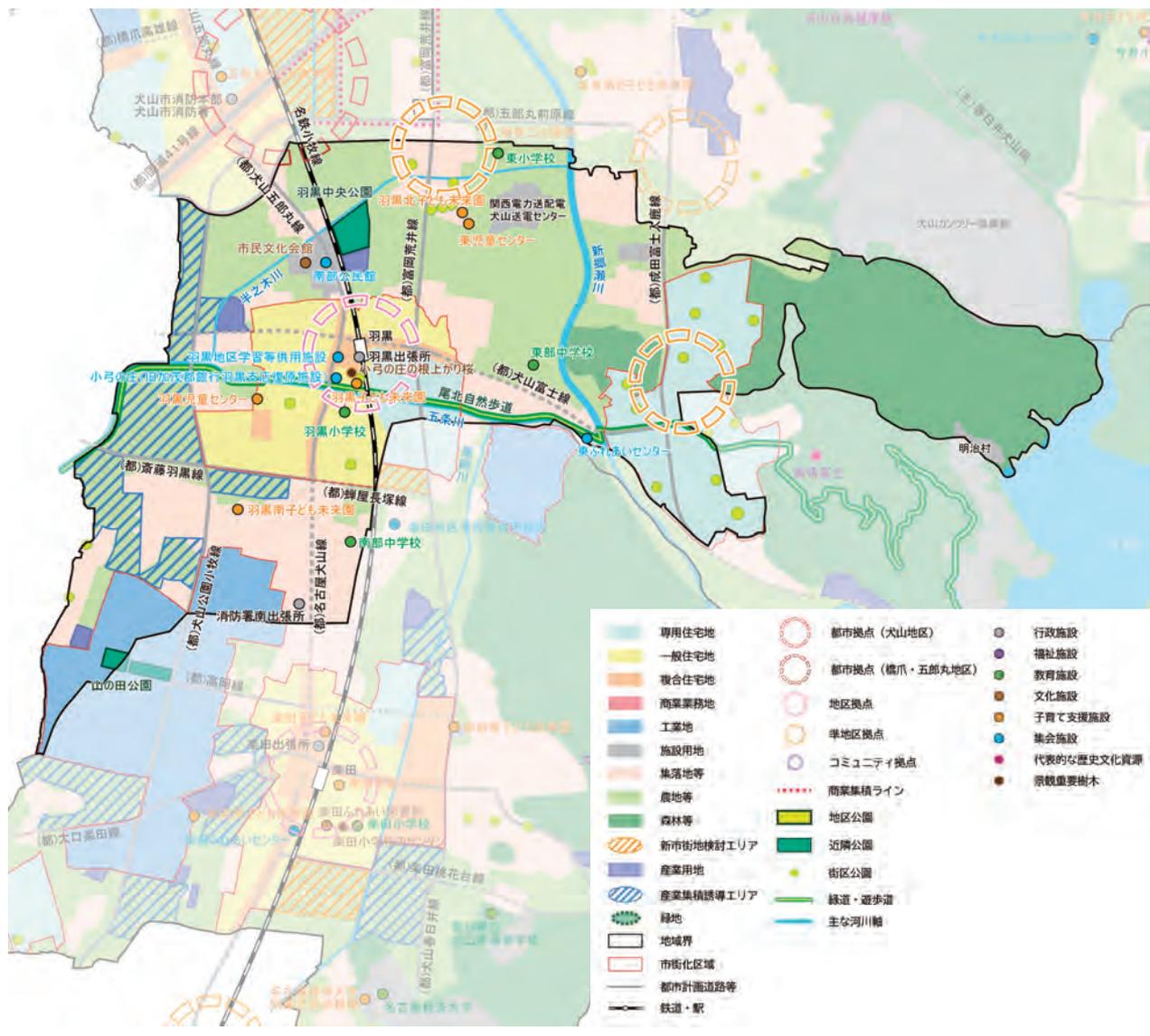
- 都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知

【都市環境】

- 河川沿いの遊歩道、自然歩道といった水と緑のネットワークの有効活用
- 羽黒中央公園と市民文化会館の市民利用の促進、施設の活性化に繋がる適切な管理、運用

【都市防災】

- 災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進
- 地域の避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備



楽田地域

【まちづくり目標】

魅力ある地域資源と産業立地が調和した地域活力を生み出すまち

【拠点形成・土地利用】

(地区拠点)

- 居住機能の集約立地と医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の誘導
- 新市街地検討エリアにおける農地との調整に配慮した新たな住居系市街地の形成（市街化編入）の検討（市外駅近エリア）
- 田県神社駅の立地を活かした条例や地区計画等の活用による住宅の立地緩和（許容）の検討（産業集積誘導エリア）
- 産業集積誘導エリアにおける周辺の居住環境や営農環境との調和に留意した新たな産業用地の形成

【交通】

- 楽田駅前広場の有効活用と地域の実情に配慮した交通体系の確保
- （都） 蟬屋長塚線や市道楽田桃花台線整備の推進

【市街地整備等】

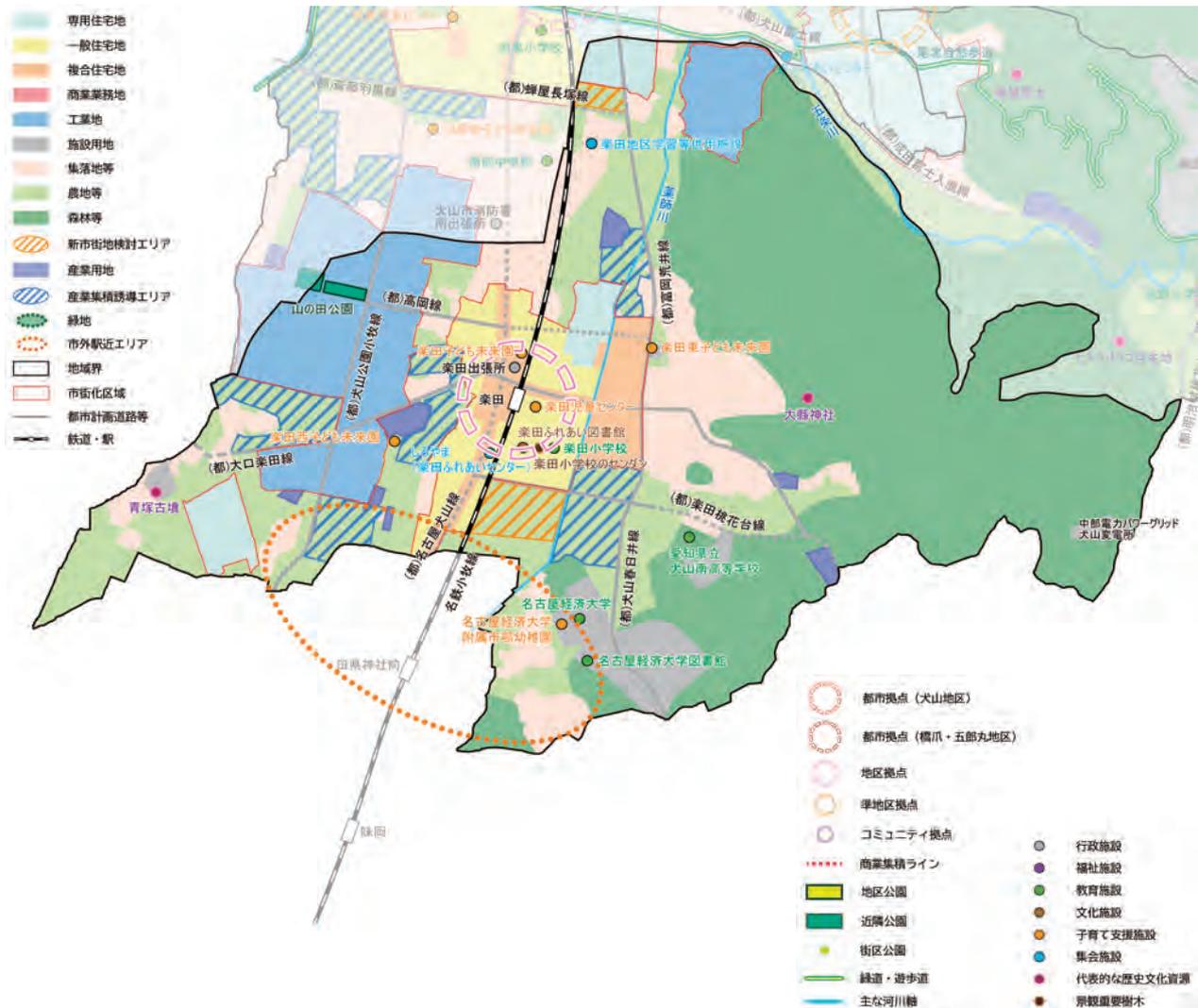
- 都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知

【都市環境】

- 河川空間や里山のハイキングコースといった水と緑のネットワークの有効活用
- 人々の営みと周辺環境が一体となった歴史的風致等の維持・向上

【都市防災】

- 災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進
- 地域の避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備





池野地域

【まちづくり目標】

訪れて楽しい多様な地域資源を活かした憩いと交流があるまち

【拠点形成・土地利用】

○コミュニティ維持に向けた条例や地区計画等の活用による住宅の立地緩和（許容）の検討

【交通】

- 拠点間のコミュニティバス維持と移動ニーズ対応した公共交通体系の確保
- 主要地方道多治見犬山線における歩道設置の促進
- 安心して安全に通行できる生活道路の確保と狭あい道路の解消

【市街地整備等】

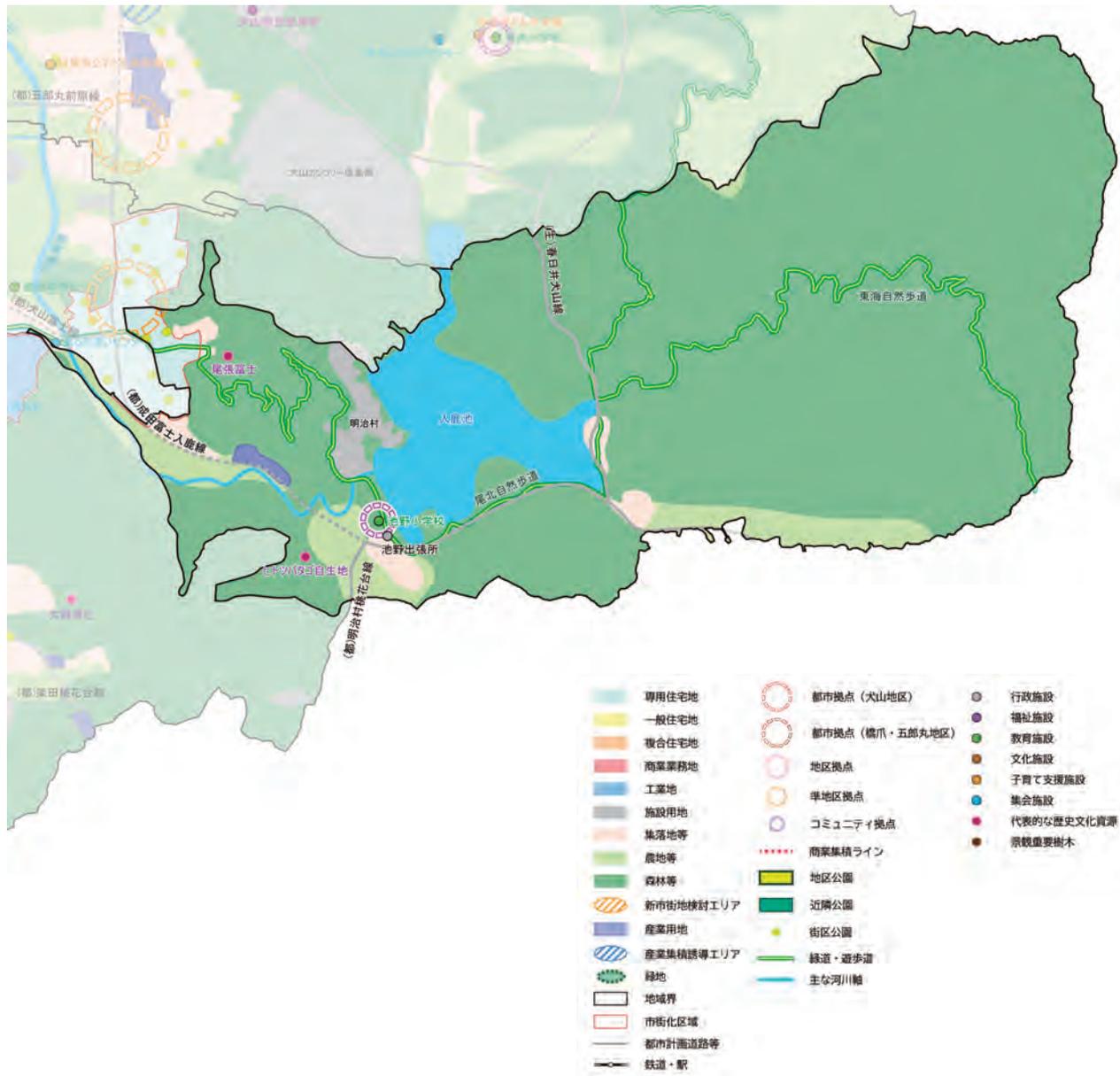
○空き家の適正な管理と活用を促進する各種支援制度の運用、周知

【都市環境】

- 水辺空間や里山のハイキングコース、ヒトツバタゴ自生地などを活かした水と緑のネットワークの形成
- 観光、アウトドアなど、地域の豊かな自然、交流資源の活用

【都市防災】

- 災害に強い地域づくりに向けた都市基盤整備や建築物などの耐震化の促進
- 地域の避難訓練の実施などを通じた地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の整備



実現化方策

多様な主体による都市づくりの推進

情報の共有化	・多様な主体による都市づくりの推進に取り組むため、広報紙やホームページ、SNSの活用のほか、パンフレットや事業を案内するチラシ、かわらばんなど多様な媒体を活用し、都市づくりに関する情報などを市民にわかりやすく発信し、まちづくりに関する情報を共有します。
市民参加の推進	・各種計画づくりへの参加機会の拡充を図るとともに、各種活動団体等のまちづくりに関する活動を支援します。
民間活力を活かしたまちづくりの実践	・民間事業者等の活力やノウハウの活用を図ることで、効率的で効果的なまちづくりの可能性を広げ、道路や公園、河川などの公共空間における魅力的な空間形成の検討など、民間活力を活かしたまちづくりの実践を推進します。
関係機関との連携によるまちづくり推進体制の構築	・都市計画事業等の事業化や事業の円滑な推進のため、国や県、周辺自治体やその他機関と調整・協力体制の充実を図るとともに、専門家やアドバイザーといった人的ネットワーク、プラットフォームの活用により技術的なサポート体制の構築に努めます。

都市計画制度の適切な運用

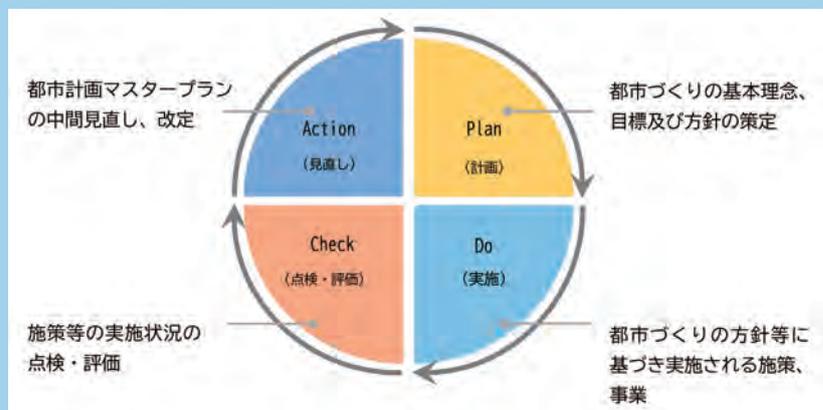
- ・本計画で定めた都市づくりの方針に基づき、区域区分や用途地域等、土地利用に関する都市計画制度の適正な運用を図ります。また、必要に応じて都市計画の決定や見直しなどを行うとともに、都市計画事業の推進や各種補助事業・制度の活用等により都市基盤の整備を進めます。

適切な計画の見直し

- ・第6次犬山市総合計画をはじめ本計画の上位計画に大きな変更が生じた場合や今後の社会経済情勢の変化等により新たな課題、住民ニーズへの対応が必要となった場合は、必要に応じて本計画を適切に見直します。

進捗状況の把握、評価

- ・本計画は第6次犬山市総合計画に即した計画であり、総合計画で実施される定期的な評価を踏まえながら本計画の進捗状況を管理します。
- ・各方針（PLAN）に基づく施策、事業を実施（DO）し、それら施策の実施状況や達成状況を把握・評価（CHECK）することで、方針などの改善・見直し（ACTION）を行います。





はじめに

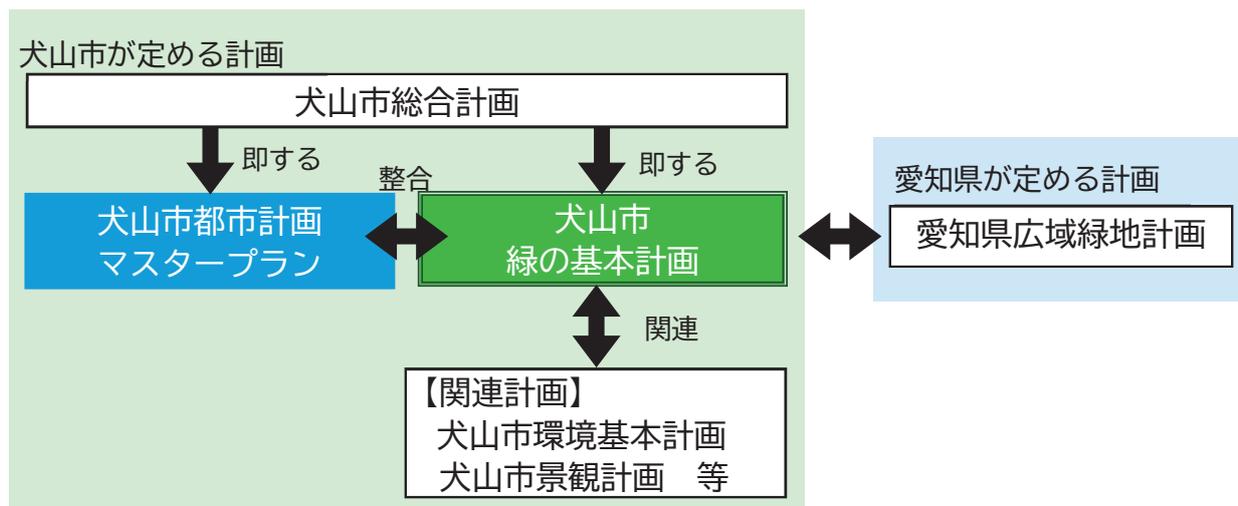
1 緑の基本計画とは

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定など都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベントなど都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民などの協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針令和3年（2021年）8月3日改正）

2 計画の位置づけ

緑の基本計画の位置づけを以下に示します。



3 対象となる緑

本計画で対象となる緑は、公園緑地などの公共施設の緑、街路樹、水面や水辺の緑、農地や森林に加え、都市にうるおいを与える民間施設や住宅地など民有地の緑を含みます。

また、農地や森林などは、民有地の緑としてだけでなく、地域の貴重な資源として公共的な緑として位置づけられます。



4 計画期間

「犬山市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、令和5年度（2023年度）から8年後の令和12年度（2030年度）までを計画期間とします。

基本理念と緑の将来像

基本理念

水と緑、人とが織りなす
心豊かでうるおいあるまち 犬山

緑の将来像

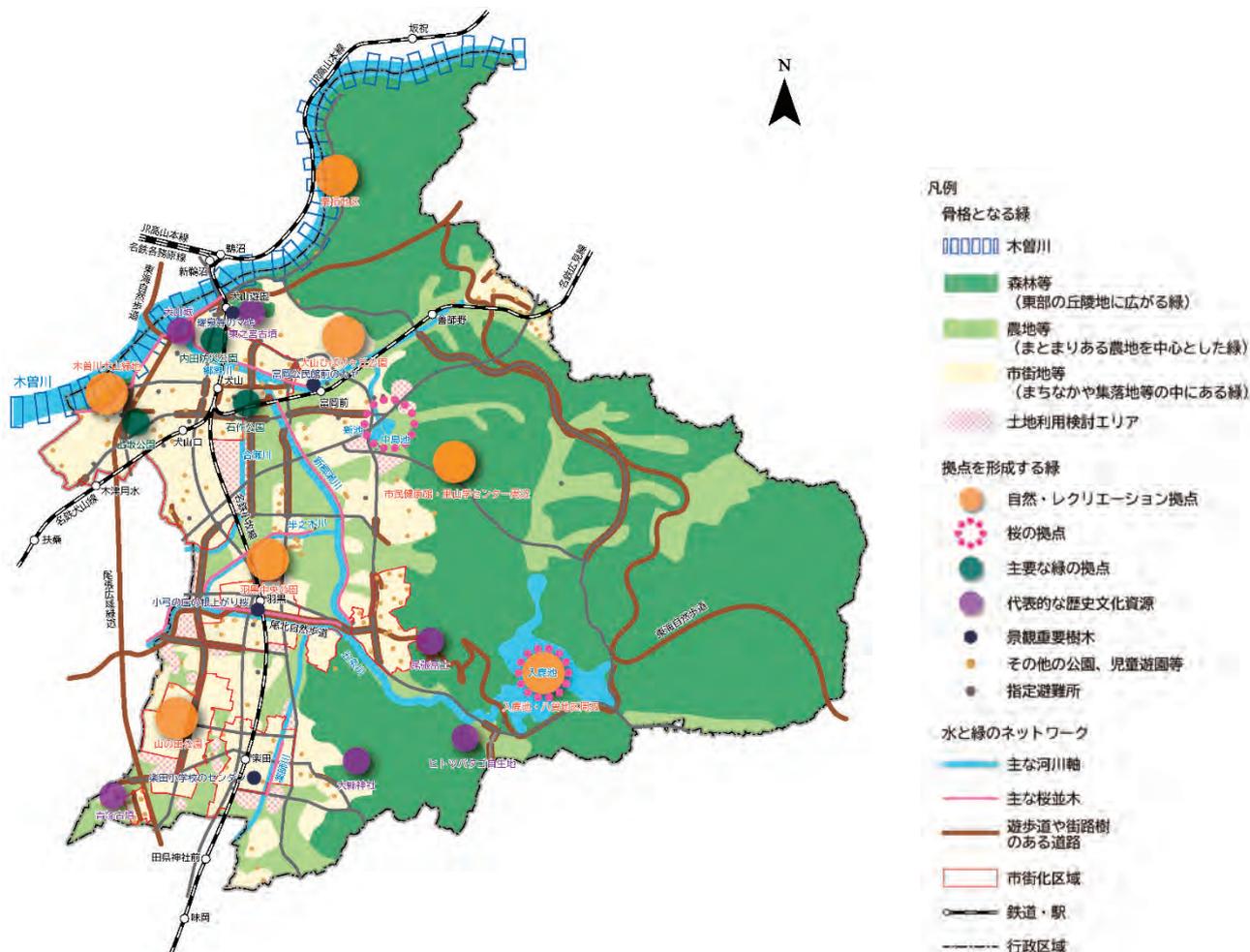
基本理念の下、本市の「骨格（軸）となる緑」と「拠点となる緑」を中心に緑をつなぐとともに、緑により人や都市をつなげ、あるべき緑を未来につなぐため、緑の将来像を示します。



基本方針と緑の配置方針

基本方針

<p>環境保全機能</p>	<p>未来につなぐ緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曽川や東部の丘陵地を中心とする本市の骨格となる緑を背景に、各地域の歴史・風土、土地利用や地域のまちづくりの考え方に応じて形成された緑を保全し、次の世代に継承します。 行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して人と自然が共生する都市環境の創出を図り、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。
<p>防災機能</p>	<p>安全をつなぐ緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の自然災害の激甚化を踏まえ、まとまった広がりを持つ緑を豪雨時の浸水、土砂の流出を抑制するグリーンインフラとして保全します。 緑やオープンスペースが非常時に有効的に機能するように管理し、保全します。
<p>景観形成機能</p>	<p>情景をつなぐ緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬山城など市を代表するランドマーク、歴史文化資源にあるまとまりのある緑とともに、それらにまつわる祭や行事など地域固有の歴史文化を感じられる景観を維持します。 河川やため池、田園、里山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、身近にある市街地の公園緑地や街路樹など都市と自然が共生する景観の質を高め、うるおいとゆとりを感じられる都市を目指します。
<p>レクリエーション機能</p>	<p>人をつなぐ緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあう体験学習や健康づくり、スポーツ、アウトドアなどのレクリエーションによる憩いや学び、遊びといった様々な活動を通じて、多彩な交流の場となる緑を保全・創出します。 公園緑地や広場等のオープンスペースを保全・活用し、人やコミュニティをつなぐ居心地の良い憩いの場を形成します。



具体的な緑の施策

緑の配置方針に基づき展開していく具体的な施策を示します。

基本方針1 未来につなぐ緑



配置方針① 木曽川や東部の丘陵地に広がる緑

施策	施策の方向性
国定公園の維持・保全	○国や県との連携を図りながら飛騨木曽川国定公園（犬山地域）の指定を継続し、栗栖・今井の里山や木曽川、八曾自然休養林、入鹿池などの景勝地を保全します。
里山、水辺の保全・活用	○里山環境の保全のため農業従事者や市民等との協働により適切な維持管理に努め、田園風景との調和を図るとともに、人とひと、人と自然がふれあい、交流する場として活用します。 ○ため池や河川など身近な水辺やビオトープを適切に維持管理するとともに、多様な動植物が生息・生育できる良好な自然、水環境の保全に努めます。
生物多様性の保全	○生物多様性を保全し、次世代に継承するため、犬山里山学センターを拠点とした環境体験学習等の講座やイベントの開催など、市民・事業者へ周知・啓発を図ります。

配置方針② 歴史風土を取り巻く緑

施策	施策の方向性
歴史的風致の維持・向上	○歴史的建造物や地域の伝統文化、祭礼行事等は、それらを取り巻く緑や周辺環境と一体となった歴史的風致の維持・向上を図り、次世代への継承を図ります。

配置方針③ まとまりのある農用地と生産緑地

施策	施策の方向性
農用地の保全・活用	○農業従事者、土地所有者、市民との連携・調整を図り、農用地の保全に努めながら適切な土地利用を図ります。 ○就農者等の育成・支援を行うことで遊休農地の発生を抑制し、老朽化する土地改良施設の適切な維持・保全を図ります。
生産緑地の追加・保全	○市街化区域内の良好な都市環境の形成に役立つ農地を生産緑地に追加するとともに、今ある生産緑地の適正な管理を促します。

配置方針④ 居住・都市機能と緑の調和

施策	施策の方向性
多様な主体による都市緑化の推進	○「あいち森と緑づくり事業」の活用など行政、市民、事業者等の多様な主体が連携し、自己の敷地内における緑化を推進します。



基本方針2 安全をつなぐ緑



配置方針① 水源涵養、雨水や土砂流出などの防止機能を有する東部の丘陵地に広がる森林

施策	施策の方向性
東部の丘陵地に広がる森林の保全	○東部の丘陵地に広がる水源涵養機能や山地災害防止機能を有する緑豊かな森林の適切な保全に努めます。
市民協働による森林の保全	○森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。

配置方針② 災害時にオープンスペースとして機能する都市公園等

施策	施策の方向性
災害時に機能するオープンスペースの確保	○身近な公園緑地や広場等のオープンスペースを一時的な避難や自主防災組織の集合場所に利用するなど、災害の種類に応じた活用を図ります。 ○火災時の延焼遮断帯としての機能を有する公園緑地や広場等のほか、生産緑地など市街地におけるまとまりのある緑の保全に努めます。

配置方針③ 大雨の際に雨水の一時貯留機能を持つ広がりのある農地やため池

施策	施策の方向性
洪水被害を抑制・防止する農地の保全	○河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。
ため池等の安全性向上	○農業用施設である防災重点農業用ため池において洪水被害の抑制・防止を目的とした洪水調節機能を持たせる改修や耐震性を向上する対策を県と連携して進めます。

基本方針3 情景をつなぐ緑



配置方針① 豊かな自然環境を背景とした郷土景観

施策	施策の方向性
木曾川景観の保全・活用	○犬山城周辺に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和により形成される美しい景観を適切に保全・管理するとともに、対岸からの眺めも意識しながら各務原市との広域連携を推進します。
東部の丘陵地における自然景観の保全	○緑豊かな森林や里山、入鹿池などに代表される自然は、地域の財産であり、各種の法制度などを活用して守り育み、遠方からの眺めに留意した景観形成の維持・向上に努めます。

配置方針② 身近な暮らしに息づく郷土景観

施策	施策の方向性
田園集落、里山景観の保全	○集落の周辺に広がる里山や田園風景、五条川や新郷瀬川沿いに見られる桜並木などの自然景観と、その周辺に残る歴史景観との調和の中で今ある景観を保全し、阻害要因を取り除きつつ、新たな魅力を付加するなど景観の底上げを行います。
景観重要樹木の維持・保全	○地域の良好な景観を守り育む観点から後世に残したい樹木を景観重要樹木に指定することにより、適切に維持し保全します。

配置方針③ 歴史風土が息づく郷土景観

施策	施策の方向性
歴史的な町並み景観の形成	○犬山城下町では、歴史的な趣のある建築物や社寺などにある樹木等の適切な管理に努め、建築物等の修景を進めながら城下町にふさわしい町並み景観を形成します。 ○歴史と緑が調和した町並み景観が埋もれることがないよう、建築物の高さや屋外広告物の規制を検討します。
歴史・文化資源と一体となった周辺環境の保全	○ランドマークとなる歴史文化資源の周辺にある樹林地等の環境は、その価値や魅力の維持に影響するため、それらを一体的に保全・管理し、景観を阻害する要素は、その改善等に努めます。 ○案内板や公共施設の整備は、周辺環境との調和に配慮します。

配置方針④ 市街地における景観

施策	施策の方向性
市街地における景観形成	○駅周辺や幹線道路沿いの地域では、賑わいのある活気に満ちた景観形成を進めるとともに、住宅地や工業等の敷地内では地区計画制度を活用するなど緑化を促し、道路、公園など公共空間と一体となった質の高い、うるおいある景観形成を図ります。
木曾川河畔（内田地区）での新たな賑わいの創出	○木曾川の良好な景観を活用した居心地がよく、歩きたくなるウォーカブルな空間を形成し、新たな賑わいを創出します。



基本方針4 人をつなぐ緑



配置方針① 自然・レクリエーション拠点

施策	施策の方向性
自然環境を活かした体験、イベント、講座等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○栗栖地区や入鹿池周辺の自然環境を活用し、アウトドアや自然体験、スポーツ観光、ツーリズムなどのイベント開催等を多様な主体が連携して取り組みます。 ○市民健康館や里山学センターを中心に、周辺の里山などを活かした健康づくりや環境学習講座等を市民が参加しやすい工夫を講じながら充実を図ります。
都市公園等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携を行うことで魅力が向上する可能性が高い公園緑地において、アウトドアやアーバンスポーツなどができる施設、飲食等の便益施設など、公園利用の多様化するニーズに対応した改修や再整備を民間事業者との対話を踏まえて進めます。 ○指定管理者制度を導入している羽黒中央公園は、市民のスポーツ、レクリエーション活動の支えとなる施設として、その機能や利便性の充実を図ります。

配置方針② 桜と緑の拠点

施策	施策の方向性
桜の管理と拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や河川沿いなどにある桜は、生育する場所に応じ、倒木などによる被害が生じないよう安全性を最優先に景観に配慮した維持管理を行います。 ○中島池周辺においては、既存の桜を適切に維持管理し、桜の拠点として新たな憩いの場の形成に向けた取り組みを進めます。
都市公園等の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働など地域の力を活かした身近な公園緑地の維持管理に努め、住民の公園に対する愛着を高めます。 ○公園緑地が不足する市街地においては、地区計画や民間開発による都市公園等の確保を進めます。

配置方針③ 拠点を結ぶ水と緑のネットワーク

施策	施策の方向性
木曾川沿いや尾張広域緑道の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○木曾川沿いの遊歩道やサイクリングロード、尾張広域緑道は、国や県、関係市町と連携を図りながらコースマップを作成するなどPR活動を行い、広域的な利活用を促進します。
東海自然歩道や河川沿いの遊歩道等の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○河川沿いや里山にある遊歩道、自然歩道は、自然と触れ合う場として、県と連携しながら案内板やトイレなど施設等の整備、管理を行うとともに、ウォーキングマップやガイドマップによるPR活動を行い、市民の交流や健康づくりに繋がります。

重点施策

①	業担い手の確保・育成・基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者等への農地集積・集約の促進や規模拡大に必要な支援の実施 ●小規模農家や新規就農者等の担い手確保・育成に向けた農業講座の実施など各種支援の実施
②	防災重点農業用ため池の耐震補強対策等	<ul style="list-style-type: none"> ●人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池の耐震補強対策 ●都市化の進展や遊水機能のある農地の減少などにより不足する排水能力を改善するための水路改修
③	木曾川河川空間活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●かつて日本八景に選ばれた木曾川河畔の価値の再構築・創造を目指した歩行空間の再整備 ●再整備に向けた現況調査やワークショップ、実証実験の実施 ●プレイスメイキング、エリアマネジメントの導入
④	都市公園等の魅力向上に向けた官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ●官民対話を通じた対象公園のポテンシャル把握、実現可能な事業スキームの検討 ●プロポーザルによる事業者公募の実施 ●Park-PFIや設置管理許可制度等による民間活力を導入した公園施設の再整備

実現化方策

基本方針等の実現に向けた取り組み

①市民・事業者等との連携による取り組みの推進

計画の実現に向けて設定した緑地の保全及び緑化推進の施策を着実に推進し、緑の保全と創出をするために、市民や事業者など様々な主体が個々に取り組むだけでなく、それぞれがお互いに連携しながら取り組みを進めます。

②国・愛知県等との連携による取り組みの推進

緑は公園・緑地だけではなく、森林や河川、道路の街路樹など多岐にわたり、本市だけでなく、国や県にも協力を求める必要があります。本計画に掲げる施策を着実に実行するため、国や愛知県など関係機関や近隣都市との連携を図りながら計画を推進します。

③各主体の役割を明確にした取り組みの推進

市民・事業者等は身近な緑の保全と創出に努め、行政が進める取り組みに協力していきます。行政は、組織横断的に関係各課と連携し、計画目標の達成に向けて着実に取り組みを推進していきます。また、市民・事業者等への活動支援と意識啓発を促進します。

計画の進捗管理

本計画は、犬山市都市計画マスタープランと連動した進捗管理により点検、評価及び見直しを実施します。



都市計画マスタープラン

緑の基本計画

【概要版】

令和5年3月

犬山市都市整備部都市計画課

484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

TEL:0568-44-0330(直通) FAX:0568-44-0366

E-Mail:080100@city.inuyama.lg.jp

HP <https://www.city.inuyama.aichi.jp>
